

引っ越したら住民票を移しましょう！

進学や就職などで転出された方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。

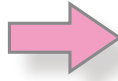
住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。

上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っており、住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きをしましょう。

転出・転入の手続きは簡単です！

引っ越し前の
市区町村

《転出前》
転出届を提出し、
転出証明書を受け取る



引っ越し後の
市区町村

《転入した日から14日以内》
転出証明書を添えて、
転入届を提出

○転入の届出の際には、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちください！

Q. 引っ越したら、どこで投票できるの？

A. 新住所地に引っ越してから3ヵ月経過していれば、新住所地で投票できますが、住民票を移す必要があります。

Q. 引っ越して3ヵ月経たずに選挙があるときは、投票できないの？

A. 引っ越し前の住所(旧住所地)に3ヵ月以上住んでいたのであれば、旧住所地で投票できます。

選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合、不在者投票を活用できます。

※都道府県(市区町村)の選挙においては、当該都道府県(市区町村)の区域外に転出した方は当該選挙の投票はできません。

不在者投票の手続き



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所以外に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。

お問い合わせ先：選挙に関すること

選挙管理委員会(総務財政課 総務グループ) 電話：5-1111 告知端末機：5-8811

転出・転入の手続きに関すること

保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8813

告知端末機は幌延町の財産です

告知端末機は、幌延町からの貸与品で幌延町の財産です。引っ越し等で住宅を退去された後も、告知端末機一式は次に入居される方が使用しますので、撤去しないようお願いします。

また、告知端末機に個人で電話帳を登録されている場合は、転居の際に登録情報を削除していただきますようお願いいたします。

【告知端末機一式】



告知端末機



ONU



告知端末機用電源アダプター



ONU用電源アダプター



LANケーブル



取扱説明書

お問い合わせ先：総務財政課 総務グループ 電話：5-1111 告知端末機：5-8811